

## 八王子市立いずみの森義務教育学校 PTA 規約

### 第 1 章 総 則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は、八王子市立いずみの森義務教育学校 PTA と称し、事務局を八王子市立いずみの森義務教育学校内におく。

(目的)

第 2 条 本会は、会員が協力して学校・家庭・地域における教育に関して理解を深め、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

(方針)

第 3 条 本会は第 2 条の目的を達成するために、つぎの方針に従って活動する。

- (1) 本会は教育振興を本旨とする民主的な独立の団体として活動するもので他のいかなる団体からも支配・統制・干渉をうけない。
- (2) 本会および会員は、本会の名称を、政治的中立の趣旨に反するもの、宗教的・暴力的目的を有するもの、営利的で会の目的に沿わないものに使用しない。
- (3) 本会は、児童・生徒の福祉のために活動する他の社会的団体および機関と協力する。

(事業)

第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- (1) 家庭と学校と地域との緊密な連絡により、児童・生徒の生活の向上をはかる。
- (2) 児童・生徒の生活環境をよくするために協力し、福祉の増進をはかる。
- (3) 家庭生活および社会生活を向上させるために、会員の研修を行う。
- (4) 会員相互の親睦をはかる。

(会員)

第 5 条 本会の会員となることのできるものは、学校に在籍する児童・生徒の保護者、学校に勤務する教職員とする。議決権については、会員の保護者は世帯につき 1 票、会員の教職員は 1 名につき 1 票とする。

### 第 2 章 役 員 ・ 委 員 等

(役員・委員等)

第 6 条 本会は第 2 条の目的を達成するためにつぎの役員・委員等をおく。

- (1) 役員と会計監査
- (2) 学年委員

(役職名)

第7条 本会はつぎの役員をおく。

- ・会長 (保護者)
- ・副会長 (保護者、副校長)
- ・書記 (保護者)
- ・会計 (保護者、副校長)

(役員を選出方法)

第8条 会長、副会長、書記、会計の選出は、総会の承認を得なければならない。

(会計監査)

第9条 会計監査は3名(保護者2、副校長1)とし、その選出は本規約第8条の役員  
の選出に準ずる。

(役員任期)

第10条 役員任期は当年度の定期総会で承認された後、次年度の定期総会までの1年  
間とし、再任はさまたげない。ただし、補欠で就任した役員任期は前任者の残  
任期間とする。なお、子が卒業・転校した保護者の役員任期は卒業・転校まで  
を原則とするが、会長が承認した場合においては、次年度の定期総会までとす  
ることができる。

(役員任務)

第11条 役員任務はつぎのとおりである。

- (1) 会長は本会を代表し活動を総括する。また、総会、運営委員会等を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。また、各事業を推進す  
る。
- (3) 書記は総会、運営委員会、各事業の通知をし、議事を記録して会員に報告する。
- (4) 会計は本会の予算の執行事務を行い、収支を記録し会計監査を受けて総会で決算報  
告をする。

(会計監査の任務)

第12条 会計監査は定期的に会計事務を監査し、その結果を総会に報告する。

(学年委員)

第13条 本会の学年委員は、各学年から2名以上を選出する。主な役割はつぎのとおりと  
する。

- (1) 第16条に定める運営委員会に出席する。
- (2) 本会で必要な活動を支援する。

(保護者活動)

第14条 本会員はPTA活動、地域活動に年に1回以上参加するものとする。  
ただし、活動内容は別紙記載のPTA活動に限る。

### 第 3 章 会 議

#### (総会)

第 15 条 総会は、定期総会および臨時総会とする。なお、形式としては、対面総会あるいは書面総会とする。

- ・ 定期総会は毎年度初めに開催する。
- ・ 臨時総会は、本部役員会において必要と認められた時、又は議決権を有する者の 3 分の 1 以上の要求があった時、会長がこれを招集する。
- ・ 総会においては、事業報告、決算報告、予算案、事業計画案および新役員の承認、会則の変更その他重要事項の審議および議決を行う。
- ・ 総会は会員の 2 分の 1 以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、委任状を含むものとする。また、書面総会は、全会員の 3 分の 1 以上の議決権行使書の提出をもって成立とする。
- ・ 総会の議事は出席者の過半数で決する。また、書面総会での議決は、議決権行使書に基づき、その過半数で決する。
- ・ 委任状および議決権行使書についてはオンライン提出を可とする。

#### (運営委員会)

第 16 条 運営委員会は役員と学年委員および教職員で構成され、校長が顧問として出席する。運営委員会の任務はつぎのとおりである。議事は、出席者の過半数で決する。

- (1) 本部役員会から提出された活動計画の審議及び承認
- (2) その他必要な活動の審議及び承認

#### (本部役員会)

第 17 条 本部役員会は役員で構成され、会長が必要に応じて開く。なお、本部役員会の任務は次の通りとする。議事は、出席者の過半数で決する。

- (1) 運営委員会に提出する議案、報告書の作成
- (2) 総会に提出する議案、報告書の作成
- (3) その他必要な活動の審議及び承認

### 第 4 章 会 計

#### (経費)

第 18 条 本会の経費は、会費、その他の収入によってこれに充てる。

#### (会費)

第 19 条 会費は児童・生徒 1 人当たり年額 2 千円、教職員年額 2 千円とし、一括納入す

る。転入者については、半年割で徴収する（4～9月転入者の会費が年額2千円、10～3月転入者の会費が年額1千円）。

（会計年度）

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 規約改正・細則

（規約改正）

第21条 この規約は総会において出席者の過半数の賛成を得なければ改正できない。ただし、その内容は総会前に全会員に通告されなければならない。また、書面総会での決議の場合は、議決権行使書に基づき、過半数の賛成を得て、改正することができる。

（細則）

第22条 この規約にかかげる諸条項の実施について必要があるときは、運営委員会において細則を定めることができる。

## 付 則

付則（2020年3月14日）

（施行期日）

第1条 この規約は2020年4月1日に施行する。

（経過措置）

第2条 第19条にかかわらず、2020年度、2021年度の2年間は、各世帯で2人以上の児童・生徒がいる場合、2人目以降については会費を年額500円減額する。指定する期限までに申請した世帯に振込等により還付するものとし、申請がない世帯は対象外とする。

## 資料 2

### 八王子市立いずみの森義務教育学校 PTA 細則

#### 【慶弔金規定】

- ・本規定は会員に対し、慶弔、災害時の見舞い、感謝の意を表すことを目的とする。
- ・金額等は以下の基準によるものとする。

1 会員とその配偶者及び在校中の児童・生徒が死亡の場合	香料 5 千円
2 教職員の父母・子女が死亡の場合	香料 5 千円
3 教職員の転退職の場合	記念品
- ・前記以外の場合、または前記の場合であっても、不慮の災害に遭った場合など特に事情があるときは、本部役員会で別途協議する。
- ・前記慶弔の返礼は受けないものとする。

#### 【追加予算決定方法】

- ・総会で承認された予算以外に追加の予算が必要となった場合、臨時総会を開き審議・決定する。ただし、支出するか意思決定に緊急を要する場合は、以下のとおりとする。

支出額が 10 万円以上 50 万円以下の場合

……本部役員会で審議・決定し、運営委員会へ報告する。

支出額が 10 万円未満の場合……本部役員会で審議・決定する。

#### 【部活動補助】

- ・校長が認める部活動において、学校を代表して全国大会に出場する部に対して補助金を交付し、保護者の負担軽減及び部活動の奨励を図ることを目的とする。
- ・補助対象は、個人・団体の別を問わない。また、体育系・文科系の別を問わないものとする。
- ・部活動以外の団体等は対象としない。
- ・補助額は、出場登録者 1 人につき、3 千円とする。ただし、1 団体につき 1 万円を上限とする。
- ・補助額は、1 個人に顧問が 2 名付き添う場合、市から補助金を受けられない顧問 1 名分の遠征費用として補助額 2 万円を上限とする。
- ・全国大会開催地が関東地方の都県内である場合は、上記の半額を上限とする。
- ・本補助金の交付を申請できる者は、別紙申請書により申請する。
- ・会長は、申請がある時は速やかに事実を確認し、会計に送付するものとする。
- ・会計は、遅滞なく交付手続きを取るものとする。

- ・補助金は、交通費を主目的とするため、使途に関する会計報告は求めないものとする。
- ・本大会に欠場した時は、速やかに返金するものとする。

#### 【個人情報保護】

- ・個人情報の適切な取扱いに必要な事項を定めることにより、本会における適正かつ円滑に個人情報を取扱い、会員個人の権利利益を保護することを目的とする。
- ・本会は、以下の目的の場合に限り個人情報を保有するものとする。
  - 1 学校行事、PTA 主催、PTA が協力するボランティア活動に関するご案内
  - 2 PTA 運営に関する案内、資料等の送付
  - 3 PTA 会員の入会・退会に関する情報管理
  - 4 PTA 役員選考業務
  - 5 PTA 活動の質の向上のためのボランティアサービスの検討
- ・前項の目的以外で個人情報を保有する場合には、本人の同意を得ることを要する。
- ・法令に定める場合を除き、事前に関係する会員の同意を得ることなく、個人情報を第三者への開示・提供は行なわないものとする。ただし、PTA の円滑な活動の目的のため、八王子市立いずみの森義務教育学校への開示はこの限りではない。
- ・その他、個人情報に関する運用については、個人情報の保護に関する法律に基づくものとする。

#### 【会員の退会の手続きについて】

- ・会員は、退会することを希望する旨を PTA 本部に申し出、書面又は電子メール等にて退会手続きを行うことにより、退会することができる。
- ・原則として、年度途中の退会であっても、既に徴収された会費については返金されない。
- ・本会は、退会の手続きを速やかに処理し、退会者に不利益が生じないよう十分に配慮する。

#### 【学校情報配信アプリによる PTA 情報の配信について】

- ・PTA 関連のお知らせ等は、適宜、学校情報配信アプリを使用して配信する。
- ・学校情報配信アプリへの登録は学校規定に準拠する。

※第三中学校 PTA 役員候補者推薦担当等細則は廃止

2020 年 4 月 1 日施行

## 保護者活動の対象となるPTA活動・地域活動

規約第14条における保護者活動の対象となるPTA活動及び地域活動を以下に定める。

No.	PTA活動名称	活動内容	主催	募集方法(予定)
1	PTA本部役員	PTA運営	PTA	2学期に募集
2	学年委員	PTA運営補助	PTA	4月に募集
3	いずみの森大運動会	行事手伝い	学校(PTA)	行事前にC4th等で募集
4	いずみの森フェスティバル		学校(PTA)	
5	わくわくランニング大会		青少対	
6	クリーン活動	地域清掃	青少対	主催団体よりお知らせ (PTAへの申し込みは不要)
7	夜間パトロール	パトロール	PTA	C4th等で募集
8	登下校見守りパトロール	パトロール	PTA	別途案内(申し込み不要)
9	通学路点検アンケート	アンケート	PTA	C4th等で案内
10	ピーボくんの家	更新準備・訪問	小P連(PTA)	C4th等で募集
11	読み聞かせボランティア	ボランティア	PTA	各ボランティアから 募集案内
12	広報ボランティア			
13	ベルマークボランティア			
14	放課後見守りボランティア (放課後こども教室)			
15	PTAソフトボール部	サークル	PTA	各サークルから 募集案内
16	バドミントンサークル			
17	バレーボールサークル			
18	いずみの森ランニングサークル			
19	文化サークル			
20	ファシリテーションを学ぶ会			
21	オンライン読書会			
22	いずみの森シンガーズ			

※上記の他、年度途中で決まった活動やボランティア、サークル活動も対象とします。

ボランティア、サークルの参加については、各団体の年間計画に沿ってご参加ください。

(単発での参加が難しい団体もありますのでご注意ください。)